

平成28年1月から

成田市

母子健康手帳交付には マイナンバーが必要です！

平成28年1月から、個人番号の利用が開始され、妊娠届出（母子健康手帳交付）には、**マイナンバーの記載・提示**が必要になりました。

本人・配偶者・同居の親族以外の代理人の方が妊娠届出書を出される場合は、委任状が必要です。

本人が妊娠届出をする場合に必要なもの

1. マイナンバーカードをお持ちの場合

マイナンバーカードのみで「個人番号の確認」と「本人確認」ができますので、窓口へお持ちください。

2. マイナンバーカードをお持ちではない場合

①個人番号の確認

・通知カード 等



②本人確認(下記いずれか一つ)

・運転免許証	・在留カード
・パスポート	・特別永住者証明書
・療育手帳	・身体障がい者手帳
・精神障がい者保健福祉手帳	



＜お問い合わせ先＞

成田市健康増進課

TEL:0476-27-1111

FAX:0476-27-1114

MAIL:kenko@city.narita.chiba.jp